

**工芸品販売促進支援補助金
Q & A**

**沖縄県商工労働部
ものづくり振興課**

【補助事業者】

- 工芸品販売促進支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象となる事業者は、以下の法人又は個人の事業者とします。
- (1) 販売促進強化・販路拡大支援事業
 - ・ 県内工芸事業者5者以上、工芸品3ジャンル以上を県外・国外において販売する流通事業者
 - ・ 県内工芸事業者5者以上、工芸品3ジャンル以上が合同で、県外・国外において販売する県内工芸事業者グループの代表者
 - (2) 商品プロデュース支援事業
 - ・ 補助事業終了後の販路を有しているプロデューサー（バイヤー、デザイナー等含む）と県内工芸事業者とが協働で工芸品の企画製造・改良を行う場合における、当該プロデューサーまたは県内工芸事業者のいずれか代表者
 - (3) 観光消費促進事業
 - ・ 工芸品5ジャンル以上の県内工芸事業者10者以上、または2ジャンル以上の県内工芸事業者20者以上が参加する、県内において工芸品展示販売イベントを開催しようとする工芸イベント主催者。

【補助事業】

- 本事業における補助の対象となる事業は、工芸品の売上を飛躍的に拡大させ、多くの工芸事業者の収入増につなげるため、多くの顧客を有する、販路開拓の営業体制を有する、顧客ニーズに応じた商品開発・販売体制を有する等、専門性を活かして効率的に工芸品売上を拡大できる以下の事業となります。

※当補助金における工芸品とは、国指定伝統的工芸品または県指定伝統工芸製品（喜如嘉の芭蕉布、知花花織、読谷山花織、読谷山ミンサー、琉球びんがた、首里織、琉球絣、南風原花織、久米島紬、宮古上布、八重山上布、八重山ミンサー、与那国織、三線、壺屋焼、琉球漆器、琉球ガラス）。あるいは、沖縄の伝統的技法、デザイン、地域の自然素材原材料のいずれかを活用し熟練技術を駆使して手仕事により製作されたものをいう。

- (1) 販売促進強化・販路拡大支援事業
 - ・ 主として、県外・国外における工芸フェアなど、工芸品の販売強化、新規販路開拓等を行うもの。工芸フェア・展示販売イベント開催、商談会参加、新しいチャネルでのテストマーケティング等。
- (2) 商品プロデュース支援事業
 - ・ 県内工芸事業者とプロデューサーが協働して商品製造・改良を行うもの。商品開発、テストマーケティング、販売促進等。補助事業終了後の販路が決まっている・見込まれていること、補助事業終了後5年以内の会計検査時に販売が継続されていること（途中の商品改善は可能）、が必要。

(3) 観光消費促進事業

- ・工芸イベント主催者が県内において工芸品展示販売イベントを開催し、観光客等の集客を強化し、工芸品売上増を図るもの。

【補助対象経費】

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

旅費、工芸品説明員人件費、専門家謝金、出展料（販売面積は対象外）、広報費、装飾費、設営費、通信運搬費（販売商品輸送費は対象外）、調査費、印刷製本費、消耗品費

(2) 商品プロデュース支援事業

旅費、工芸品説明員人件費、専門家謝金、出展料（販売面積は対象外）、広報費、装飾費、設営費、通信運搬費（販売商品輸送費は対象外）、調査費、印刷製本費、消耗品費、試作品開発費

(3) 観光消費促進事業

旅費、専門家謝金、広報費、装飾費、設営費、印刷製本費、消耗品費

【補助金額】

- 補助1件あたりの補助率は、総事業費の2/3以内です。
- 補助上限額は下記のとおりです。 ※消費税及び地方消費税は除きます。
 - (1) 販売促進強化・販路拡大支援事業 200万円（総事業費300万円）
 - (2) 商品プロデュース支援事業 100万円（総事業費150万円）
 - (3) 観光消費促進事業 100万円（総事業費150万円）

【Q & A】

1 補助対象者について

Q 1 工芸品とはどのようなもののことですか。

本事業における工芸品とは、国指定伝統的工芸品、または県指定伝統工芸製品、あるいは、沖縄の伝統的技法デザイン、地域の自然素材原材料のいずれかを活用し、熟練技術を駆使して手仕事により製作されたものをいいます。

Q 2 県内工芸事業者とはどのような者ですか。

県内に製造拠点を有する工芸品生産者をいいます。

Q 3 流通事業者とはどのような者ですか。

県内工芸事業者5者以上が製造した工芸品3ジャンル以上を県外・国外において販売する小売業者、卸売業者をいいます。

Q 4 県内工芸事業者グループとはどのような団体ですか。

工芸品3ジャンル以上の県内工芸事業者5者以上が合同で、県外・国外において販売しようとするものをいいます。

Q 5 プロデューサーとはどのような者ですか。

県内工芸事業者と協働で工芸品の企画製造・改良を行う流通事業者及びデザイナー等をいいます。

Q 6 工芸イベント主催者とはどのような者ですか。

工芸品5ジャンル以上の県内工芸事業者10者以上、または2ジャンル以上の県内工芸事業者20者以上が参加する、県内において工芸品展示販売イベントを開催しようとするものをいいます。

Q 7 (1)販売促進強化・販路拡大支援事業、(2)商品プロデュース支援事業、(3)観光消費促進事業それぞれの計画があるため、3件それぞれの申請を行うことは可能でしょうか。

別の補助メニューとなっていますので、計画がある場合はそれぞれについて申請を行うことも可能です。ただし、同一のメニューを複数回申請することはできません。例えば、補助期間内に県外での工芸展示販売イベントを3回計画している場合、(1)販売促進強化・販路拡大支援事業1件として申請をしてください。

2 実施事業について

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

Q 7 販売促進強化・販路拡大支援事業とはどのようなものですか。

流通事業者及び県内工芸事業者グループが、主として、県外・国外における工芸品の販売促進強化・新規販路開拓等を行う事業に対しての補助事業です。

県外・国外での工芸フェア・展示販売イベント開催、商談会参加、新しいチャネルでのテストマーケティング等が該当します。

Q 8 沖縄県外の流通事業者ですが、本補助事業の対象となりますか。

沖縄県内工芸事業者5者以上、工芸品3ジャンル以上を県外・国外において販売する流通事業者であれば対象となります。

Q 9 県内工芸事業者5者以上が製造した工芸品3ジャンル以上を県外・国外において販売する小売業者ですが、これまで独自で県外での展示販売会を開催していました。当該展示販売会についても本補助事業の対象となりますか。

既存の取組についても、補助対象者・事業の要件等に該当する場合は本補助金の対象となります。

Q 10 これまで工芸品の取扱はしてきませんでした。取扱を検討しており、5者以上の県内工芸事業者が製造した3ジャンル以上の工芸品の取扱をするイベントを県外で開催しようと考えています。本補助事業の対象となりますか。

本補助事業は、工芸品の売上を飛躍的に拡大させ、多くの工芸事業者の収入増につなげるため、多くの顧客を有する、販路開拓の営業体制を有する事業に対して優先的な支援を行うこととしており、補助対象者は県内工芸事業者5者以上、工芸品3ジャンル以上を県外・国外において販売する流通事業者としております。

工芸品の取扱実績がない事業者については、当該要件に該当しないことから、補助事業の対象外となります。

Q 11 沖縄県内で工芸品の販売イベントを開催しようと考えています。本補助事業の対象になりますか。

販売促進強化・販路拡大支援事業は、県外・国外における工芸品の販売強化、新規販路開拓等を行うものを対象とするため、県内の販売イベントについては対象外です。

なお、県内で開催するイベントの場合は、(3)観光消費促進事業の対象となる可能性があります。

(2) 商品プロデュース支援事業

Q12 商品プロデュース支援事業とはどのようなものですか。

補助事業終了後に販路を見込めている工芸品について、県内工芸事業者とプロデューサーが協働して企画製造・改良を行う事業に対する補助事業です。

補助事業終了後の販路を有しているプロデューサー（バイヤー、デザイナー等含む）と県内工芸事業者とが協働で工芸品の企画製造・改良を行う等が該当します。

Q13 「補助事業終了後に販路を見込めている」、「補助事業終了後の販路を有している」とはどのようなことですか。

自社の販売チャネルを有していることや、卸や小売店など流通との取引や提案が可能であることをいいます。

Q14 過去に本補助事業で開発した商品について、顧客からの要望に合わせて改良したものを開発したいと考えています。本補助事業の対象となりますか。

過去に開発した商品とは別の商品、別バージョンとして、それぞれについて販売を継続して行うものであれば対象となります。

過去に開発した商品と新開発の商品を完全に入れ替えるような場合（過去の商品の販売はなくなる場合）は対象外となります。

(3) 観光消費促進事業

Q15 観光消費促進事業とはどのようなものですか。

工芸イベント主催者が、県内において、県内工芸事業者の観光消費等の取り込み促進につながるような工芸品展示販売イベントを行う事業に対する補助事業です。

県内における工芸品展示販売イベントにおいて、観光客等の集客を強化し、工芸品売上増を図るものが該当します。

Q16 工芸展示販売イベントとはどのようなものでしょうか。1事業者が、工芸品5ジャンル以上・県内工芸事業者10者以上から商品を集めて販売するイベントは本補助事業の対象となりますか。

工芸品展示販売イベントとは、工芸品5ジャンル以上の県内工芸事業者10者以上、または2ジャンル以上の県内工芸事業者20者以上が参加するものを想定しています。

同ジャンル数、事業者数以上の商品を買取または委託にて1事業者が販売する場合は、県内工芸事業者が参加するイベントとはいえないことから、本補助事業の対象外となります。

2 補助対象経費について

【旅費】

Q17 旅費はどのようなものが対象となりますか。

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

実施会場との企画調整、開催時の運営対応、工芸品説明員等に出張する経費が対象となります。

(2) 商品プロデュース支援事業

プロデューサーまたは工芸事業者の企画・調整・テストマーケティング等現場対応等に出張する経費が対象となります。

(3) 観光消費促進事業

イベント主催者の離島等での出展説明会の開催、トークイベント登壇者やワークショップ実施者、出展者等と調整等に出張する経費が対象となります。

・ 県外・国外への航空運賃、公共交通機関利用の運賃、特別急行列車及び新幹線の利用区間に係る運賃、船賃、宿泊料等が該当します。

なお、自社の出張旅費規程や旅費に関するルールがある法人においては、当該規定等で認められている場合に限り、タクシーの利用やレンタカーの利用を可とします。その場合であっても、原則として公共高越期間の利用を優先し、タクシー等の使用の場合又は最短ルート以外のルートを使用する場合には、出張報告書等に当該使用について明確かつ妥当性のある理由を記載してください。

・ 航空券は普通席運賃を上限とします。上位クラスを使用する場合、差額は申請者負担となります。

・ 宿泊費は、大都市圏では1泊10,800円、そのほかは9,800円が上限としています。(補助額だと7200円、6533円) 超えた差額は申請者負担としております。

なお、東京都特別区内の宿泊料が高騰している現状を踏まえ、一時的な措置として東京特別区内については20,000円を上限とします。その場合、宿泊した実績及び金額を証明する書類を取得してください。

※「宿泊した実績及び金額を証明する書類」: 宿泊した日以後にホテル等で取得した宿泊者氏名、宿泊日、宿泊料、施設名等を確認できる資料(領収書、宿泊証明書、宿泊明細書)等。なお、旅行予約サイト等で決済し事前に取得した領収書は証明書類として提出できません

・ ホテルパックを利用する場合、前述の航空運賃及び宿泊費の上限の合算額を上限とします。

・ 打合せ出張の場合は、打合せ写真、日時・場所・相手方・内容の概要をまとめ、整理しておいてください。

・ 出張は、補助事業にかかるものを主たる目的とし、原則として、往路日の当日か次の日が用務となるようにしてください。なお、工芸品の営業等による自費延泊は5泊まで認めるものとします。

Q18 旅費の証憑書類はどのようなものが必要となりますか。

○見積書

- ・航空運賃においては、運賃種別が確認できる見積書または予約画面を印刷して保存しておいてください。

○請求書

- ・航空運賃においては、請求書払いの場合は飛行機の日時及び便名が確認できる請求書を取得ください。
- ・特別急行列車及び新幹線においては、請求書等がない場合は料金表等に代えることができるものとします。また、船賃においては、請求書がない場合は利用区間の運賃を確認できる料金表等に代えることができるものとします。
- ・ホテルパック料金においては、搭乗者、日時、利用する航空便及び宿泊日数等が確認できる旅程表を取得ください。

○支払いが確認できる銀行振込受領書等又は領収書

- ・宿泊料においては、宿泊者、宿泊日及び宿泊日ごとの金額の内訳等が確認できるものを取得ください。
- ・航空運賃及びホテルパック料金においては、搭乗券又は搭乗及び座席クラスが確認できるものを保存ください。
- ・搭乗者・搭乗便がわかる領収書、搭乗レシート原本を保存ください。
- ・航空便の変更等により、搭乗証明書に記載された内容と、請求書又は領収書に記載された内容が一致しない場合には、変更等の理由及び変更に伴う航空賃の変動等が確認できる書類を保存ください。

【工芸品説明員人件費】

Q19 工芸品説明員人件費はどのようなものが対象となりますか。

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

会場において、来場者・消費者・バイヤー等に対して工芸品の魅力を説明する説明員人件費が対象となります。事業実施者、工芸事業者、人材派遣会社等の利用が可能です。

(2) 商品プロデュース支援事業

テストマーケティング等の会場において、来場者・消費者・バイヤー等に対して工芸品の魅力を説明する説明員人件費が対象となります。プロデューサー、工芸事業者、人材派遣会社等の利用が可能です。

- ・補助上限は1日10,000円（事業費は15,000円）です。
- ・説明員の日々の対応状況の写真を保存の上、日報等で対応の記録を行ってください。
- ・実施事業者から従業員等を工芸員説明員として派遣することも可としますが、対応月の当該職員への給与支払い状況や、日給額等、金額積算の根拠資料を整理し、補助事業清算の

際に確認ができるようにしておいてください。

Q20 準備・搬出入等のための人件費は対象となりますか。

会場において、来場者・消費者・バイヤー等に対して工芸品の魅力を説明する人員が対象となるため、準備・搬出入のための人件費は対象外です。

同様に、工芸品の魅力の説明以外の対応人員、例えば販売員の人件費は対象外です。

Q21 工芸品説明員人件費の証憑書類はどのようなものが必要となりますか。

○見積書

○説明員からの報告書（レポート）等

・各説明員の日々の対応状況の写真の保存、及び日報を作成し保存ください。

○請求書

○領収書または支払いが確認できる銀行振込証等

・実施事業者から従業員等を工芸品説明員として派遣した場合は、対応月の当該職員への給与支払い状況や、当該職員の日給額等、金額積算の根拠資料を整理しておいてください。

・源泉徴収が必要な場合は、所管の税務署へ納付する等、適正な経理処理を行ってください。

【専門家謝金】

Q22 専門家謝金はどのようなものが対象となりますか。

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

(3) 観光消費促進事業

いずれも工芸品の理解促進・販売促進等、外部専門家活用にかかる謝金が対象となります。工芸品の専門家による講演会や説明会、工芸品の使用方法の提案にかかる専門家等の活用、マーケティング専門家の活用によるイベントでの販促強化等、海外展開や外国人旅行者に向けた通訳者の活用等を想定しています。

(1) 商品プロデュース支援事業

デザイン専門家、マーケティング専門家等、外部専門家活用にかかる謝金が対象となります。商品開発のためのデザイン専門家の活用、開発商品の販売に向けたマーケティング専門家の活用等を想定しています。

Q23 専門家謝金の証憑書類はどのようなものが必要となりますか。

○見積書

・芸能団体等において規程等が定められている場合においては規程等、それ以外の場合は料金表又は見積書を取得ください。

○請求書

○領収書または支払いが確認できる銀行振込証等

- ・源泉徴収が必要な場合は、所管の税務署へ納付する等、適正な経理処理を行ってください。

【出展料】

Q24 出展料はどのようなものが対象となりますか。

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

商談会等の出展料が対象となります。

(2) 商品プロデュース支援事業

テストマーケティングポップアップ等の出展料が対象となります。

いずれにおいても、商品の販売がある場合、販売面積部分は補助対象外経費となります。

Q25 販売面積を除くとありますが、どのようにすればよいですか。

販売商品の取扱部分と、工芸品のPRのための展示部分の面積を算出し、按分してください。

【広報費】

Q26 広報費はどのようなものが対象となりますか。

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

ニュースリリース、商業施設の広報媒体、SNS 広告費、DM 名簿購入等が対象となります。

広報素材の写真撮影・デザイン料についても対象となります。

(2) 商品プロデュース支援事業

ニュースリリース、テストマーケティング会場の広報媒体、SNS 広告費等が対象となります。広報素材の写真撮影・デザイン料についても対象となります。

(3) 観光消費促進事業

ニュースリリース、フリーペーパー、観光施設等でのチラシ設置、SNS 広告費等が対象となります。特に観光客誘客を図るもの。広報素材の写真撮影・デザイン料についても対象となります。

【装飾費・設営費】

Q27 装飾費・設営費はどのようなものが対象となりますか。

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

ブース・会場のデザイン・設営費や、装飾品・展示サンプル品購入費等が対象となります。

(2) 商品プロデュース支援事業

テスト販売ブース・会場のデザイン・設営費や、装飾品・展示サンプル品購入費等が対象となります。

(3) 観光消費促進事業

会場のデザイン・設営費や、装飾品・展示サンプル品購入費等が対象となります。

いずれにおいても、物品購入は1件30,000円未満(税込)に限るものとします。

【通信運搬費】

Q28 通信運搬費はどのようなものが対象となりますか。

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

(2) 商品プロデュース支援事業

いずれもDM送付、販促物送付等の費用が対象となります。

なお、販売商品の輸送費は対象外です。

【調査費】

Q29 調査費はどのようなものが対象となりますか。

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

(2) 商品プロデュース支援事業

いずれも市場調査、アンケート調査の調査委託等の費用が対象となります。

調査会社等への委託費、調査会場借料、調査協力金、調査旅費、調査票制作費など。

・調査にあたっては、予め、その目的、内容を明らかにしたうえで、必要最小限度で実施してください。

・調査は、実施事業での販売促進に向けた消費者動向等の調査や、既存商品の課題を把握するための調査及び、改善商品の企画内容や試作品の市場性検証を行うための調査等とし、店舗視察等の事前情報収集や、調査を伴わない販売促進活動等は対象外とします。

【印刷製本費】

Q30 印刷製本費はどのようなものが対象となりますか。

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

(2) 商品プロデュース支援事業

いずれもポスター・チラシ・DM印刷、商品説明リーフレット制作等(写真撮影・デザイン料含む)の費用が対象となります。

(3) 観光消費促進事業

ポスター・チラシ(写真撮影・デザイン料含む)・DM印刷の費用が対象となります。

【消耗品費】

Q31 消耗品費はどのようなものが対象となりますか。

- (1) 販売促進強化・販路拡大支援事業
- (2) 商品プロデュース支援事業
- (3) 観光消費促進事業

いずれも文具、関連書籍購入等の費用が対象となります。

なお、1件30,000円未満（税込）に限るものとします。

【試作品開発費】

Q32 試作品開発費はどのようなものが対象となりますか。

- (2) 商品プロデュース支援事業

試作品開発にかかる材料費、加工費、工芸事業者作業料が対象となります。

なお、費用の妥当性は、類似商品等の販売価格・卸価格等比較により確認します。

また、補助事業者の自社調達がある場合、原価をもって補助対象経費とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。